「京都府訪問リハビリテーション等支援事業実施要領」運用基準

京都府訪問リハビリテーション等支援事業実施要領の運用については、次により取り扱うものとする。

1　訪問リハビリテーション事業再開補助対象経費について

(1)　一定期間訪問リハビリテーション事業を休止していた補助対象者が再開する場合は、要綱第３により新規の開設と同等に取り扱うこととなるが、この場合の「一定期間」は概ね１年間とする。

(2)　一定期間訪問リハビリテーション事業を休止していた補助対象者が再開する場合の補助金交付申請に際しては、交付申請書に休止期間中の「介護給付費等支払い決定額内訳書」の写しを添付するものとする。

2　訪問専用車両整備事業の対象となる増員について

要綱第３に定める訪問専用車両整備事業の対象となる既設事業所の従事者の増員については、当該事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の従事者数が、常勤換算（増員職員の勤務時間及び訪問リハビリテーション業務以外の業務の兼務状況を勘案し、当該事業所の通常の勤務時間をベースに換算）で１．０以上増加することを要する。

（算 定 例）
当該事業所の通常の勤務時間：40時間
A職員:週40時間勤務で午前4時間外来リハ、午後4時間訪問リハに従事→０．５
B職員:非常勤で週2日（1日8時間勤務）訪問リハに従事　　→０．４

3　補助申請・交付の流れ

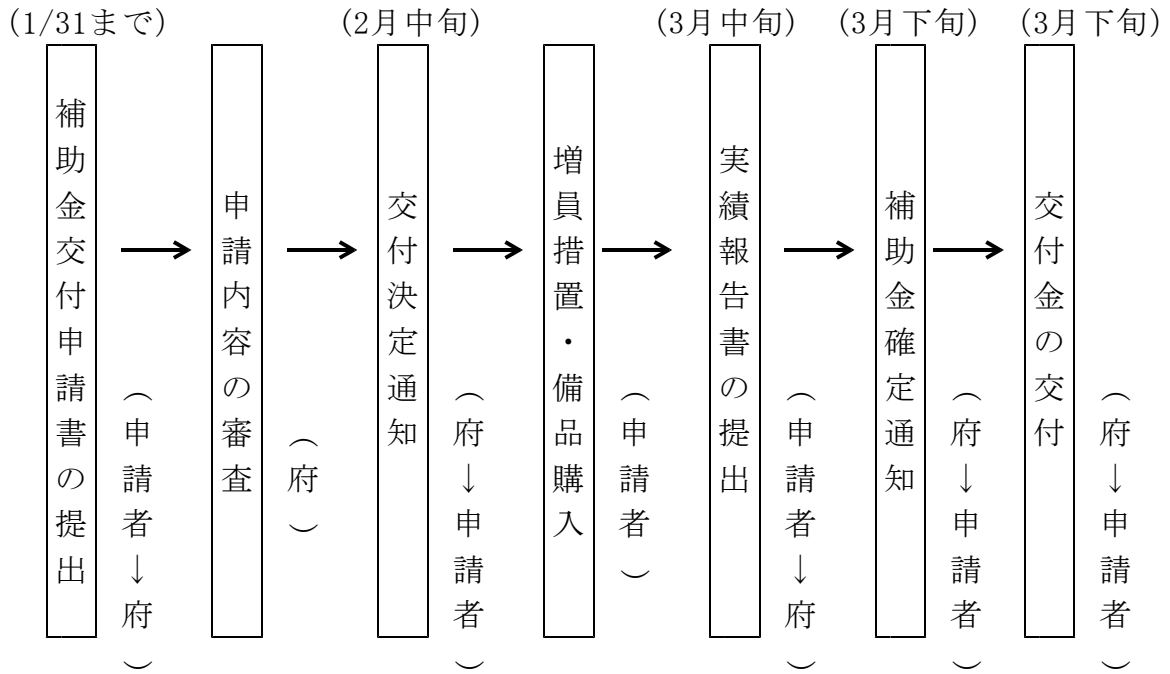

4　交付申請書について

	提　　出　　書　　類	
	交　付　申　請	実　績　報　告
初度備品整備事業	①別紙様式１ ②別紙１－１ ③別紙１－２ ④別紙１－３ ⑤歳入歳出予算書の抄本 ⑥見積書等参考となる書類 ⑦介護給付費等支払決定額内訳書（休止後の再開の場合のみ）	①別紙様式２ ②別紙２－１ ③別紙２－２ ④別紙２－３ ⑤歳入歳出決算書の抄本 ⑥領収書等参考となる書類
訪問専用車両整備事業	①別紙様式１ ②別紙１－１ ③別紙１－４ ④別紙１－５ ⑤歳入歳出予算書の抄本 ⑥見積書等参考となる書類	①別紙様式２ ②別紙２－１ ③別紙２－４ ④別紙２－５ ⑤歳入歳出決算書の抄本 ⑥領収書等参考となる書類 ⑦訪問リハビリテーション関係増員調書

（注意事項）

(1)　「別紙１－３対象経費所要額明細書」の「(訪問専用車両)」の記載においては、車両本体価格と取得に係る各種税金を分けて記載して下さい。また、「(その他備品)」の記載においては、品目ごとに税抜き価格を記載し、品目の下の行に、税抜き価格で記載いただいた品目の合計額に５％を乗じた金額（消費税）を記載して下さい。

(2)　「別紙１－３対象経費所要額明細書」の合計金額は、別紙１－２の「対象経費の支出予定額（A)」と一致します。

(3)　「別紙１－５対象経費所要額明細書」の記載においては、車両本体価格と取得に係る各種税金を分けて記載して下さい。

(4)　「別紙１－５対象経費所要額明細書」の合計金額は、別紙１－４の「対象経費の支出予定額（A)」と一致します。

(5)　「別紙２－３対象経費精算額明細書」の「(訪問専用車両)」の記載においては、車両本体価格と取得に係る各種税金を分けて記載して下さい。また、「(その他備品)」の記載においては、品目ごとに税抜き価格を記載し、品目の下の行に、税抜き価格で記載いただいた品目の合計額に５％を乗じた金額（消費税）を記載して下さい。

(6)　「別紙２－３対象経費精算額明細書」の合計金額は、別紙２－２の「対象経費の支出額（A)」と一致します。

(7)　「別紙２－５対象経費精算額明細書」の記載においては、車両本体価格と取得に係る各種税金を分けて記載して下さい。

(8)　「別紙２－５対象経費精算額明細書」の合計金額は、別紙２－４の「対象経費の支出予定額（A)」と一致します。